

色麻町議会決算認定審査全員特別委員会会議録（第3号）

令和5年9月14日（木曜日）午前10時00分開議

出席委員 11名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大内直子君 | 3番 | 相原和洋君 |
| 4番 | 白井幸吉君 | 5番 | 河野諭君 |
| 6番 | 小川一男君 | 7番 | 佐藤貞善君 |
| 8番 | 工藤昭憲君 | 9番 | 今野公勇君 |
| 10番 | 天野秀実君 | 11番 | 山田康雄君 |
| 12番 | 福田弘君 | | |

欠席委員 2番 佐藤忍君

欠員 なし

色麻町議会委員会条例第14条の規定により説明のため出席した者の職指名

| | |
|-------------------------|--------|
| 副町長 | 山吹昭典君 |
| 総務課長 | 高橋正彦君 |
| 企画情報課長 | 菅原伸一郎君 |
| 町民生活課長 | 山田栄男君 |
| 税務課長兼総合徴収対策 室長 | 今野尚佳君 |
| 保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長 | 高橋康起君 |
| 子育て支援室長 | 今野健君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 渡邊勝男君 |
| 産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長 | 浅野裕君 |
| 建設水道課長 | 高橋秀悦君 |
| 色麻保育所長兼清水保育 所長 | 今野稔君 |
| 教育長 | 半田宏史君 |
| 教育総務課長兼学校給食 センター所長 | 竹荒弘君 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長 | 今 野 和 則 君 |
| 農業委員会事務局長 | 山 崎 長 寿 君 |
| 代表監査委員 | 早 坂 仁 一 君 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 遠 藤 洋 君 |
| 書 記 | 大 泉 信 也 君 |

会議日程 第3号

| | |
|------------|------------------------------|
| 日程第1 認定第1号 | 令和4年度色麻町一般会計決算認定について |
| 日程第2 認定第2号 | 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について |
| 日程第3 認定第3号 | 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について |
| 日程第4 認定第4号 | 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第5 認定第5号 | 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第6 認定第6号 | 令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 認定第7号 | 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について |
| 日程第8 認定第8号 | 令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第9 認定第9号 | 令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について |

本日の会議に付した事件

| | |
|------------|------------------------------|
| 日程第1 認定第1号 | 令和4年度色麻町一般会計決算認定について |
| 日程第2 認定第2号 | 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について |
| 日程第3 認定第3号 | 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について |
| 日程第4 認定第4号 | 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第5 認定第5号 | 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第6 認定第6号 | 令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について |

| | |
|------------|------------------------------|
| 日程第7 認定第7号 | 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について |
| 日程第8 認定第8号 | 令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第9 認定第9号 | 令和4年度色麻町下水道事業会計決算認定について |

午前10時00分 開議

○委員長（白井幸吉君） 御参集御苦勞さまです。

ただいまの出席委員は11名、欠席委員1名であります。定足数に達しておりますので、これより決算認定審査全員特別委員会の本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

次に、委員会条例第14条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

これより日程に入ります。

日程第1 認定第1号 令和4年度色麻町一般会計決算認定について

○委員長（白井幸吉君） 日程第1、認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定についての審査を行います。

審査の途中でありましたので、引き続き審査を行います。

歳出です。

決算書158ページをお開きください。

第8款土木費1項土木管理費1目土木総務費。（「なし」の声あり）

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費。3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） おはようございます。質疑をさせていただきたいと思います。

1目の橋梁費、今回こちらあゆみの219ページ、こちらを見ますと、インフラ長寿計画を基に、今回計画を、点検を行ったと。一昨年、令和3年は25橋梁、今回30橋梁についての点検を行っている。それについての結果は載っております。今回の結果において、12番の、こちら一ツ橋分、あとは嶽山分について、ここに載っている結果、何かしらの対策を考え。（「まだ行ってねえ」の声あり）失礼。

○委員長（白井幸吉君） まだ行ってない。1目道路橋梁総務費です。（「失礼しました」の声あり）

ありませんか。（「なし」の声あり）

2目道路維持費。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 大変失礼いたしました。2目の維持費について、こちらのインフラ長寿計画についての件についてお尋ねをしたいと。

令和3年については25の橋梁。

○委員長（白井幸吉君） まだまだ。（「道路維持だ、橋梁維持でねえ」の声あり）その次ね、その次です。今2目。

2目道路維持費。山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 道路維持費で、町政のあゆみの中に、いいんだよね。215ページの町政のあゆみの備品購入の中にチェーンソー購入、小型チェーンソー1台購入というふうに記載されてるんだが、道路維持費でチェーンソー購入と書いてあるんですが、どういふことなのか、ちょっと説明していただきたい。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

備品購入のチェーンソー購入費でございますが、こちらのほうは、道路の十字路等に木が生えて、周りが見えないというところもございますので、その処分するためのチェーンソーでございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。（「了解」の声あり）ほかにもございませんか。（「なし」の声あり）

3目橋梁維持費。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 再三すいません、質疑をさせていただきます。橋梁維持費についてお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、先ほど町政のあゆみの219ページ、こちらにインフラ長寿計画を基に点検をなされたということで、点検の結果が下記に載っております。この件について、まず昨年度、令和3年度のほうから、たしか実質25の橋梁をやられたと、今回は30橋梁についての点検、インフラ計画に沿った形でやられているというのは理解しております。まず、この結果を基にいきますと、何らかの手当てをしなくちゃいけない橋梁が2か所ばかり、これを見ると見受けられるんですが、それについてどのような手当てを、対策を取られたのか、ちょっと数字がないもんですから、文字もないですし、点検はした、こういった部分について何らかの対策が必要だというのがありますが、それに対する成果というものをどのようにお示ししているのかを、まず1点お尋ねをしておきたいと思っております。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

橋梁維持費の橋梁点検委託業務でございますが、今年度につきましては30橋点検しております、その中で3という、健全性の3という判定を受けたものが2件あります。何かしらの対策を考える段階ということでございますので、その判断を基にですね、来年度以降、修繕計画を立てて、修繕のほうを5年周期の間でしたいと思っております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁ですと、この結果、点検結果を基に、5年周期の

中で計画に沿って随時粛々とやっていくということで、それは御理解させていただきました。

しからは、そこからいきますと、特措法の問題、PCBの問題を基に、8橋の調査を行ったと。多分この30橋とはまた別な部分になるのではないかなと思われま。この部分が重複してる部分があるのかどうか、また、この特措法に基づくというのはどういったものなのか、その点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

PCBの関係でございますが、こちらのほうも重複してる橋もございます。それで、今回、8橋を調査したということの結果でございますが、今回の判定は陰性ということで、大丈夫だったということでございましたので、今回は何もする必要もないという結果でございました。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） PCBの特措法の中身、どういうものなのか。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） PCBの中身でございますが、高欄の鋼橋の塗料に使われているものが、ポリ塩化ビフェニルというものが入っているかどうかの判断でございます。それで、ポリ塩化ビフェニルというものに関しては、毒性があるものというものでございますので、そちらのほうの調査を実施して、今回陰性で大丈夫だったという判定でございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 特措法の塗料の関係、ただいまいただいたポリ塩化の件、それを基にして8橋行ったと。今回の予定としては、調査する場所は8橋でよかつたのかどうか。その8橋をやる定義というか、今年度この8橋ですよというのが、何らかの形で示していただければよろしかつたのかなと。今の答弁を含めて、その辺りがどうかをちょっとお尋ねしておきたいなと思ひます。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の8橋の調査の橋でございますが、昭和40年代に建設された鋼橋が8橋だったということで、このPCBに該当する橋は8橋だったということで調査いたしました。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませつか。（「なし」の声あり）

4目筆界調査費。（「なし」の声あり）

5目大原2号線舗装補修事業費。（「なし」の声あり）

162ページ。

6目王城寺原演習場関連公共用施設整備事業費。（「なし」の声あり）

3項河川費1目河川総務費。（「なし」の声あり）

2目河川維持費。（「なし」の声あり）

4項住宅費1目住宅管理費。福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） 住宅管理費でお伺いしたいと思います。

町政のあゆみ226ページの関係ですけれども、これについては歳入の際、質問してですね、昨日、会議冒頭で担当課長のほうから、歳入の際での質疑で誤りがあったということで修正されましたので、その件について、歳出のほうです、関連があるんでお伺いしたいと思います。

町政のあゆみ227ページですけれども、地域活性化住宅使用料、現年度分の未納が21万円、過年度分の未納が103万1,900円で、昨日の修正の答弁です、21万円については4名、あと103万1,900円については7名ということで決算が締められたと。ただ、今現在、21万円については2名減少して2人と、あと7名のほうは4名に減少したということですが、それでこの減少した結果、4名の方とですね、2名の方が重複しているかどうか、まず1点お伺いしたいと思います。これについては、歳入の際もお聞きした点ですけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

重複してる方はございます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） すると、重複している方はいるということだと思います。そうしますと複数年度にわたって、この地域活性化住宅の使用料を滞納なさっている方がいるということになるとですね、歳入の際にも御指摘させていただきましたけれども、やはりこの地域活性化住宅、町で使用料をお支払いしてですね、町民の方にさらに賃貸しているという形態、形式を取っているものですから、やはり複数年度にわたって滞納なさる方についてはですね、早めに何らかの対策を講じて未納をなくすというのが基本だと考えますけれども、その辺の対策どのように考えられているものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

この地域活性化住宅に関しては、滞納が長く続く方が結構いますので、今後は面談なり行い、支払いなどの確認を行った上で町営住宅に移行してもらい、滞納しないような早めの処置を、今後ですね、考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） 今、担当課長のほうから答弁あったようにですね、地域活性化住宅で滞納を複数年度にわたるような方については、いろいろ事情はあると思いますが、やはり町営住宅のほうにですね、転居なさっていただくということもですね、一つ

の手段かなというふうに考えますんで、その辺についてはよろしくお願いをしたいと思います。

それからですね、地域活性化住宅の関係で、昨年度訴訟を起こした案件があったと思いますけれども、その方の現在の状況といいますか、町との交渉の結果、どのような形で今進んでいるものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

訴訟を起こした件でございますが、令和5年1月から分納が開始しております。それで、今のところは支払いのほうもしておりますが、ところどころ抜けているところもございますので、そちらのほうについては訪問なり、督促なり、またしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

164ページ。

2目木造住宅耐震調査費。（「なし」の声あり）

3目危険ブロック塀除去費。（「なし」の声あり）

5項下水道費1目下水道事業費。（「なし」の声あり）

第9款消防費1項消防費1目非常備消防費。（「なし」の声あり）

166ページです。

2目消防施設費。（「なし」の声あり）

3目水防費。（「なし」の声あり）

4目災害対策費。（「なし」の声あり）

168ページ。

第10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費。（「なし」の声あり）

2目事務局費。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） お尋ねを何点かささせていただきたいと思います。本町において、かなりここウエートを占めてる予算措置の部分でございますんで、何点かにわたって質問したいと。

まず初めに、子どものケアハウス、あゆみの240ページに運営事業について載っております。職員等、主な運営内容、活動内容ということで、本町においても数年もうたちます。それで、このケアハウスの今の利用状況どうなのか、ここに支援対象者、復帰者等の成果といいますか、教育委員会としての趣旨は載ってますけれども、利用状況を踏まえ、学校とどのような状況になっているのか、教育委員会としてはどのように把握しているのかを、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） ケアハウスの利用状況という御

質問でございますが、令和4年度のケアハウスの利用状況ですが、年間の総人数、通った児童生徒の人数でいきますと、延べで100人でございます。そのうちですね、そのうちじゃないですね、そのほかに学校支援、家庭訪問等を行っている状況でございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、利用状況、延べ100人。延べですから100人いるわけではないんですよ。多分その事業数、実績の数字の人員がこの100人ということになるのかなと思われま。活用して復帰できてる方、まだできてない方様々あります。これ質問すると、ちょっとデリケートな話になりますんで、あえてそこは伏せさせていただきたい。ケアハウスとしては、あくまでも学校に復帰することを目標にしているのか、それとも子供たちのどういった部分についての支援対策を今講じて進めているのか。活動状況、内容は分かるんですけども、最終的に目指すところ、教育委員会として、もし考えてる部分あるのであれば、ここにちょっと載ってないものですから、どうだったのかなと。令和4年についての目標を含め、お示しをいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

最終的にですね、支援している児童生徒につきましては、学校復帰はもとよりですね、社会復帰、一般の方々との交流ができる状態まで持っていくというところを目標としております。そのうちですね、先ほどの100名、延べで100人ということでお話ししましたが、3人ほど学校への復帰をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 分かりました。

引き続きですけども、報償費の部分、スクールソーシャルワーカーの謝礼130万円何がしという金額が載っております。事業活動内容について、相談件数も200件を超えるような形の数字になっていると思われま。そこで、この200件の相談件数、本人から、また御家族、保護者から、第三者からいろいろあったと思われま。その点について、どのような数字分析をしているか、件数についてお尋ねをしておきたいと思いま。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

相談件数201件となっております。そのうちですね、ちょっと201件というのは、1回に2回とか相談しているので、ちょっとカウントがですね、変わってきますけども、相談した種別といいますか、児童生徒なのか、保護者なのか、教員なのかということになりますと、そちらの件数は全部で165件になります。内訳といたしましては、児童生徒が31件、教員が110件、保護者が24件の165件になります。保護者がですね、24件です。

201件の相談のですね、内訳、どういった悩み事、相談事だったかを申し上げますと、不登校については小中合わせて138件、友人関係で1件、あと家庭環境の問題で11件、

心身の健康、保健について3件、発達障害等について46件、その他で2件の201件になります。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、詳細な部分、課長から答弁いただきました。年間相談件数200件だけでも、延べの形になるのかなど、重複していますので、その中で本人から30、親から20、その他あと先生からということでした。

その相談内容については、学校関係がこれ見ますと、かなりウエート保っているのかなど。またあと、そうですね、学校関係について、あと発達障害、こういった部分がやっぱり大きなウエートを占めてるのかなど。

それに対して、どのような支援対策をしたのか、ソーシャルワーカー及び学校も含めてだと思えますけど、その点をどのように報告を受けてるのか。もしお話ができるのであればお伺い、ここでしておきたいなど。また、この分について、教育委員会及び学園として、重大事案になりそうな部分があるのではないかなどという、そういう危機管理を多分持たれている部分の案件もあると思えます。そういったものがあつたのかどうか、まずこの2点を併せて聞いておきたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

教員の相談が110件ということで、特に突出してるわけですが、学校生活の中で子供の状態を見て、そのことについてですね、スクールソーシャルワーカーさんに御相談をしたということも含まれますので、より身近なスクールソーシャルワーカーという存在になっているのかなどという認識であります。

またですね、このスクールソーシャルワーカーが相談した事項については、学園で設置しています児童生徒の情報交換会、こちらには学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもの心のケアハウスのスーパーバイザー、あと町の担当課ということで、年間ですね、5回ほど開催しております、情報共有を図っているところでございます。

またですね、重大事案に発展しそうな案件があつたかということですが、放置してれば多分重大案件まで発展するおそれもありましたが、結果として重大案件まで至ったケースはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。

ほかにございませんか。大内直子委員。

○委員（大内直子君） 子どもの心のケアハウスについてお聞きします。

事業実績として、支援対象者児童生徒数というのがあるんですけども、これはケアハウスに通った児童生徒の数という意味でしょうか。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

こちら町政のあゆみの240ページに記載のある9名ということについてだと思いますが、実際通った生徒人数と、あと、相談等での相談業務というところで携わった人数でございませう。

以上でございませう。

○委員長（白井幸吉君） 大内直子委員。

○委員（大内直子君） 実際に学校で不登校になった児童生徒の数が、この9人ということなんでしょうか。それとも、この9人以外にも児童生徒の数があるということなんでしょうか。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

学校のほうでの不登校児童生徒数は、これを上回る人数になっております。

○委員長（白井幸吉君） 大内直子委員。

○委員（大内直子君） 子どもの心のケアハウスの目的として、いじめや不登校により、学校生活に困難を抱えるようになった子供たちの学校復帰や自立支援を目的としてっていうふうに目的が書かれているんですけども、つまり学校復帰もだけれども、自立支援もあるということで、必ずしも学校復帰だけが事業実績の指標、それだけが事業実績の指標ではないんじゃないかと。今、大崎なり、仙台なり、いろいろなところに、この不登校とか、いろいろ学校生活に困難を抱えるようになった子供たちを受け入れる施設なり団体がありますので、例えばそういうところに紹介をするとかいうことも、この事業実績の中に含めるというようなことは検討されなかったのかお聞きします。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

子どもの心のケアハウス運営につきましては、自立支援、社会復帰というところもありますが、これはあくまでもですね、県への報告の関係上ですね、学校復帰というところでのカウントということがありますので、そちらでの把握ということで、このような記載になっております。

○委員長（白井幸吉君） 大内直子委員。

○委員（大内直子君） 分かりました。

じゃあ、ちょっとお聞きしますが、学校復帰以外に別なところにこういうところがあるよということの紹介ということは、この中で行っているんでしょうか。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

なかなかですね、不登校の児童生徒につきましては、必ずしも子どもの心のケアハウスに来たいと思う、思っている子供さん、親御さんだけではございませぬ。民間のそういった支援のある場所に行きたいというお子さんもいますので、ケアハウス以外にもですね、いろいろな施設の紹介を行って、こちらに来られないのであれば、こちらにはど

うですかということで、紹介という形で支援を行っております。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

172ページ。

3目奨学事業運営費。（「なし」の声あり）

4目児童生徒送迎事業費。（「なし」の声あり）

5目新型コロナウイルス感染症対策費。（「なし」の声あり）

2項色麻小学校費 1目学校管理費。（「なし」の声あり）

176ページ。

2目教育振興費。（「なし」の声あり）

3項色麻中学校費 1目学校管理費。（「なし」の声あり）

180ページ。

2目教育振興費。（「なし」の声あり）

4項幼稚園費 1目色麻幼稚園費。（「なし」の声あり）

184ページ。

2目園児送迎事業費。（「なし」の声あり）

5項社会教育費 1目社会教育総務費。（「なし」の声あり）

2目公民館費。天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） それでは、公民館費の。（「すみません、マイク近づけてください」の声あり）はい、はい。

公民館費の中の結婚支援事業についてお伺いいたします。

昨日、冒頭の枕言葉の中で、町政のあゆみから抜き取った部分を紹介いたしました。令和4年度実績として、婚姻に至った町内の方は18件おられたようです。それから、離婚された方は、令和4年度実績で11件あったと。そういった中で、婚姻された18件の中で結婚支援事業、この支援をいただいて結婚された方は何件くらいあったのか、なかったのかについて、まずお伺いいたします。

○委員長（白井幸吉君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

令和4年度の実績で、公民館で行っております結婚支援事業の中で、婚姻に至ったケースはございません。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） 天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 令和4年度の実績においては、婚姻に至ったケースはなかったということですね。

そこで、令和4年度の総括、検証がどのように行われたかを端的にお伺いしておきたいんです。と申しますのは、もともとの結婚支援事業というのは、当初鳴り物入りで

ね、専門員を配置して行われたところから出発しました。ところが、途中でですね、それよりももっと効果的な方法があるだろうということで、現在に至っているんだと理解しているんです。そして、この現在の状況が何年か続いておりますが、令和4年度実績に基づいて、一定のその検証に基づいて、令和5年度の事業に発展していくものだと私たちは理解しているんです。そこで、令和4年度の検証、成果や効果をどのように取りまとめたのかということだけではなくて、本来であればその前の年度からの積み重ねだと思いますが、取りあえず令和4年度のことについてやっておりますので、令和4年度の実績を基にどういった取りまとめが行われたのか、その取りまとめに基づいて、令和5年度に発展していくものだと理解しておりますので、その辺を端的にお知らせいただくと幸いです。

○委員長（白井幸吉君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

天野委員おっしゃったようにですね、この結婚支援事業につきましては、平成28年度からスタートしております、当初は結婚支援専門員を配置した中での支援事業の展開ということでございましたが、令和2年度からですね、今の結婚支援員制度というものを確立しまして、この結婚支援事業協力員の関わりを持ちながらですね、それからイベント等も実施して事業展開をしてきたわけでございます。

令和4年度においてもですね、継続した形での結婚支援協力員による結婚相談ですか、情報の収集、出会いの場の提供ということで進めてまいりました。イベントも2回行ってございまして、6月に1度、それから11月にも開催してございまして、その中ではですね、イベントの1回目としてカップルが2組マッチングできてございまして、2回目の11月にはですね、カップル1組という形でのマッチングが成立しております。令和4年度においてですね、成婚には至りませんでした、このマッチングという形で成立しておりますので、この2組と1組というのがですね、評価として、評価分かれるところかと思っておりますけれども、令和4年度についての評価と検証という形では、そういうことではあります。

令和5年度に向けてという形で申し上げたいのでございますけれども、令和4年度においては、今申し上げたように結婚支援協力員による支援、それからイベント、この二本立てで実施してまいりましたが、もう一つですね、10月からのスタートを予定しておりますけれども、令和5年度の補正予算において御可決いただいておりますけれども、サポート助成金「みやマリ！」や、PISAという県あるいは青年会館で実施している登録制のものでございますけれども、これについては登録者が県内多くてですね、その中でAIを活用したマッチングというものも取り入れておりますので、そういったところに可能性を見いだしていきたいというふうに考えてございまして、それを含めると3本立てで、3本柱によって事業を今後も進めていきますが、ただしですね、これらの検証を踏まえて、令和5年度に向けてはですね、これらの評価検証をして、上司と相談を

してですね、あらゆる選択肢を排除せずに、令和5年度に向けては検討していきたいというようなことをございますので、その選択肢というのはですね、これまでの事業を例えば廃止という、発展的終了とかですね、そういったことも排除せずに総合的に判断、上司の方々に相談申し上げながら、総合的に判断して、令和5年度に向けては、当初予算の要求時までにはですね、その方向性というものを決めていきたいというふうに考えているところをございます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） お伺いしたところ、しっかりと令和4年度、また令和4年度につながってくる、それ以前の事業も踏まえてですね、検証が行われたものだと理解をいたしました。

その時代、時代での変遷、これは当然あってしかるべきですし、それと民間の感覚からいうと、やってみて駄目だったら、別な方法に切り替えるというのは、これは当たり前感覚ですので、当初よかれと思ってやった方法が駄目というのではなくて、それ以上いい方法があるだろうというのであれば、当然変化していくというのは当然のこと。

また、一度体制が変わって、今2度目の体制の中でやっているんですが、その体制よりも、やり方よりも、もっと効果的なものがあると総合的に判断された場合には、当然そういった方法を見いだして、町民の皆さんを納得させていくと。早く婚姻に結びつけていただけるような方法を探って実現していくというのは、これは全く今課長が言ったとおり、当然のことだと思われまので、ただし、これ、教育長、教育委員会部局になるようでして、上司というのは、直属の上司が教育長になるわけですね、取りあえずね。その中で、教育長先生も、長年公務員として活躍されてこられました、特に発言をしていただけるのであればお伺いしておきたいんですが、特に松下幸之助さんの哲学というのは、ほぼほぼないみたいなの、やってみて駄目だったら、別な方法に切り替えて、やり直して、結果を求めていくという、その繰り返しだったみたいなんですが、教育長先生として、これまで一定の予算を組みながらね、この事業をやってきましたが、それなりの成果、効果は出てたんだろうと思いますが、柔軟に部下の方々が効果的な、このほうが効果的ではないだろうかという提案されたとき、教育長先生もそれを英断をもってですね、やはりやってみろと。新たな方法でもっと効果が出る方法であれば、これは自分が責任持つからやってみろというふうなお気持ちでおられると私は理解しているんですが、それでよろしいのかどうか、お伺いさせていただきます。

○委員長（白井幸吉君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 松下幸之助さん、私も好きですね、私、松下幸之助さんの言葉の中で一番好きなのは、雨が降っても自分のせいという、あるんですね。それが好きで、私はとにかく職業人というかね、こういう責任ある、今はすごい大きな責任をしょってるわけなんですけれども、いろんな教育委員会の施策全てにおいてね、いわゆる目標を掲げてですね、前進しながらも、うまくいかないときとか、多々これだ、いろんな

ところに多々あると思いますが、そういうときは常に私に何か足りなかったんじゃないかなというように考えながらやっていこうという、私の信条でございます。ただ、それがうまく回っているかというのは別な話なんですけれども。

この結婚支援員の制度について、先ほど社会教育課長から上司に相談をしながら、いろいろ、いろいろ何ていうんですか、その時々に応じて変化してきている。それは、結婚支援制度だけじゃなく、全ての施策において、それは当たり前のことであり、私も心がけているところでございます。

もう一つですね、あくまで教育委員会でやっている様々な事業というのは、あくまでこれは色麻町町政の中の教育委員会でやっている事業でございますので、全ての事業が私の一存でオーケー出せるか、否と、弾力化と、そういうものでもありません。それはあくまで町長部局とも相談を重ねながらですね、よりよいものにしていきたいと常日頃思っております。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

188ページ。

3目コミュニティーセンター管理費。（「なし」の声あり）

4目文化財保護費。天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） それでは、文化財保護費の中でですね、資料展示室における事業についてお伺いいたします。

町政のあゆみの218ページに、公民館事業として、資料展示室における主要展示及び関連事業が載っております。この中でね、東北文化の日参加、事業内容は東北6県で行われる文化イベントに参加、期日は10月29日から10月30日と載っておりますが、まずこの件について、どういった事業だったのかについて、端的にお伺いしておきます。

○委員長（白井幸吉君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

この東北文化の日でございますけれども、こちらは毎年10月の最終土日ですね、これを東北文化の日としまして、東北の文化に関する情報を一体となって発信することで、文化振興あるいは文化施設の利用促進、県域を越えたですね、交流人口の増加を図ることを目的として行われているものでございます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 要するに、それが資料展示室における関連事業であるということで、ここには載ってるわけですが、そう理解しておいてよろしいということですね。

○委員長（白井幸吉君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたしま

す。

東北文化の日についての事業内容と申しますか、目的については先ほどの御答弁で申し上げたところでございますが、その文化の日には、本町としては、農業伝習館に併設されております資料展示室においてですね、陶磁器のほか、町の歴史を伝える各種展示物の資料でございますけれども、そちらの展示を行ったということですね、10月に特別展、企画展をやっております、その企画展でもってですね、この文化の日には、東北文化の日には、参加をしたということでございまして、この文化の日には、その文化の日に参加したということでございます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 明確な御回答ありがとうございます。大変一生懸命にですね、苦労されながら、この資料展示室を有効に活用しているんだなという、そういう思いがいたしました。

そこでですね、この資料展示室というのは、この決算書、予算書を見ると、公民館、教育委員会部局ですね、公民館の所管になっているようですね。この予算書、それから町政のあゆみを見ると、そうなっているんです。そこで、改善センターというのがすぐそこにありまして、公民館は改善センターを間借りをして、そこに公民館があると私は理解しているんですよ。そして、公民館の皆さんは、愛宕山までですね、資料展示室というのは公民館の所管になってますから、愛宕山まで行って、この資料展示室の運営を行っているという、本当に大変何と申しますか、頭が下がる思いです。

それで、一方ですね、一方で、産業振興課が愛宕山公園管理事務所の所長を兼ねていると。そして、愛宕山公園の中に農業伝習館という建物が建っていると。そして、その農業伝習館の中に、管理事務所が存在していると。そして、ここは産業振興課で所管しているということなんですよ。

それでね、私これはね、ちょっとすっきりさせないとまずいかなという思いがあるんです。それで、今朝ほどね、愛宕山公園条例というのを抜き出させていただきました。それによると、資料展示室を所管しているのは産業振興課になっています。この農業伝習館の中に資料展示室があるようなんです。私たち町民は皆さん優秀ですから、この辺はすっきりね、すっきり理解しながら進めているんだろうと思いますが、私が何を言いたいかというと、町民の皆さんが利用するときにも、執行部の皆さんが、町民の皆さんのために予算を執行していくときでも、すっきりできるものは、すっきりしたほうがいいと私は思っているんですよ。例えて言うと、野球でいうとボテボテの内野ゴロをですね、3塁手がヘッドスライディングか何かしてね、ファインプレーでそのボテボテのゴロをさばいたようなことが、これ起きていると思われま。条例を見ると、所管が産業振興課。ただ、予算書、決算書を見ると、所管が公民館。やはりこういったものは、例規を審議するための委員長は総務課長だったですかね。あれ、総務課長、ね。職員の皆さんが今後予算執行をすっきりとやりやすくするためにも、こういったものはもう一度

見直して、改善していく必要があるのではないだろうかと思ってたものですから、大変申し訳なかったんですが、公民館長の答弁を引き出させていただいたんです。大変一生懸命、この施設は運用しておるんですが。

ということで、この資料展示室についてね、これ総務課長がいいのかな、予算、決算書では教育委員会部局、公民館の所管になっている。愛宕山公園条例では、産業振興課の所管になっているようですが、これを私たちはどのように理解をして、予算、決算を審議するときに理解したらいいのかですね、この辺についてお伺いさせていただきます。

○委員長（白井幸吉君） 天野委員にお諮りいたします。

ただいま質疑続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長（白井幸吉君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

休憩前の天野委員の質疑に対して回答を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 天野委員の質疑にお答えさせていただきます。

質疑の内容といたしましては、愛宕山公園内にある資料展示室の所管が産業振興課なのか、公民館なのかというようなお話だったと思います。それですね、まず資料展示室の建物の維持管理につきましては、産業振興課が管理しておりまして、資料展示室の電気代、光熱費、それから入場料に関しましても産業振興課の収入となっております、建物の管理につきましては、愛宕山公園管理事務所が所管となっております。そして、中の展示物及び、そういういろんな資料展の開催などについては公民館が所管をしているということで、そういうふうに分けておりますので、条例ではこのようになっております。

天野委員おっしゃるとおり、確かに1か所でそれを維持管理並びに展示なんかも1か所でやればよろしいんでしょうけども、そうすると愛宕山公園管理事務所に、その文化財を保護する専門の職員をまた置かなくちゃいけないと。そういう経費とかも考えると、なかなか難しい面もありますので、建物は愛宕山公園管理事務所で行っていただいて、中の展示物及びそういう展示に関する所管を公民館で行っているという形で取らせていただいております。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

190ページ。

6 項保健体育費 1 目保健体育総務費。河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 負担金補助金及び交付金の中で、全国大会出場という中で13万5,000円が計上されておりますが、町政のあゆみの285ページにもろもろ書いているんですが、この全国大会出場ということで大変すばらしいんですが、これ色麻学園の何年生で誰なのかというのは、教えていただけるかどうかお聞きします。

○委員長（白井幸吉君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

申し訳ございません。ちょっと個人情報に当たりますので、そこの分については控えさせていただきますというふうに思います。

○委員長（白井幸吉君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

先ほど個人情報ということで申し上げましたけれども、広報紙等でもですね、様々にお知らせしている内容もございますので、そちらのほうで御確認いただくとともにですね、それからこの場でのですね、回答については控えさせていただきたいというふうに思いますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（白井幸吉君） 山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 報償費で、第3次スポーツ推進計画策定委員会委員報償費11万4,400円と書いている中で、町政のあゆみの285ページで、第3次色麻町スポーツ推進計画策定委員会事業、第2次色麻町スポーツ推進計画の計画期間終了に伴い、令和5年度から令和9年度まで計画期間とする本町のスポーツ振興推進する上での指針となる第3次色麻町スポーツ推進計画を策定しましたと書いてありますが、後ろのページには、3回、7名、7名参加して、こういう事業計画を立てましたよということで、この目的はどのようなことを指して、この令和9年度までの計画ということなのか。

それから、11万4,400円の中で、役職のやっている方で、町職員が何名か入っていますけれども、この11万4,400円のね、報償費というのは、全部この方々に該当してお支払いしているのかと、2つお聞きしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

まず、このスポーツ推進計画でございますが、こちらは国のですね、決められております法定の計画でございますけれども、これは国や県のですね、スポーツの推進計画を踏まえながら、町の教育方針の基本理念としてですね、スポーツの普及、それからスポーツ組織及び指導体制の整備、生涯スポーツの環境、この3つを指針としてですね、町

民全てが生涯を通じてスポーツに親しんで健康な生活を送ることができるように、5か年間の計画を策定したものでございます。

それから、スポーツ推進計画策定委員に町職員も入って様々な御意見、御審議をいただいておりますけれども、町職員については、当然報酬についてはございません。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

2目町民体育館管理費。

192ページ。

3目屋外運動場管理費。（「なし」の声あり）

4目青少年体力増強施設管理費。（「なし」の声あり）

5目学校給食センター管理費。（「なし」の声あり）

進みます。

196ページ。

第11款災害復旧費1項公共土木災害復旧費1目道路災害復旧費。（「なし」の声あり）

2目河川災害復旧費。（「なし」の声あり）

2項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費。（「なし」の声あり）

第12款公債費1項公債費1目元金。（「なし」の声あり）

198ページ。

2目利子。（「なし」の声あり）

第13款諸支出金1項基金費1目基金費。（「なし」の声あり）

第14款予備費1項予備費1目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和4年度色麻町一般会計決算認定の審査を終わります。

日程第2 認定第2号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定 について

○委員長（白井幸吉君） 日程第2、認定第2号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

209ページ。

第1款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

第2款寄附金1項寄附金1目教育費寄附金。（「なし」の声あり）

第3款繰入金1項基金繰入金1目奨学資金貸付基金繰入金。（「なし」の声あり）

第4款諸収入1項預金利子1目預金利子。（「なし」の声あり）

2項返還金1目返還金。山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 返還金の中で、収入未済額が42万4,330円となっておりますが、この収入未済額の内訳というんですか、どういう経過になっているのか、お知らせを願いたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

返還金の収入未済額42万4,330円の内訳と経過状況でございますが、お二方ですね、まだ返還完了しない方がおります。当初の返還期間につきましては、お1人につきましては、平成12年から平成21年までの間に返還する予定だった方でございます。もう一方は、平成21年から平成25年まで返還を予定していた方の分の2名の分になります。このお二方につきましては、令和4年度もですね、毎月、高額ではございませんが、少額ずつですね、返還を継続していただいているというところで、今年度もですね、継続して返還をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） 山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） ありがとうございます。

今、この2人分というお話なんですけど、貸付金、奨学資金の場合は保証人という方を立ててやっってるはずではないかなと思うんですが、やっぱり42万という金額どんどん大きくなってきますと、支払う方も大変負担がかかるのではないかなと。そういった場合、保証人なされる方にもですね、やっぱりその辺の支払いというんですか、そういう方策なりを考えているのかどうか。どんどんどんどんこれ、金額が増えていく可能性、今言った、本人が支払っているのか、親が支払っているのか分かりませんが、やっぱりせっかくこの制度を使って、これで収入未済額が増えてくる、大変心痛むことなんですけど、その辺どのように考えているのかなと。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

お二方、収入未済者ということでお話をしておりますが、この方々につきましては、返還を続けていただいているような状況ですので、保証人まではまだいっておりません。うちらほうの判断では、返還全くできないよという場合は、保証人のほうにお話をし、本人、もしくは保証人になっているので返還をいただきたいというお話を予定しておりますので、今現状では返還が続いておりますので、継続して返還をいただいているというような状況です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第5款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

211ページをお開きください。

歳出。

第1款積立金1項積立金1目積立金。（「なし」の声あり）

第2款貸与事業費1項貸与事業費1目貸与事業費。（「なし」の声あり）

第3款予備費1項予備費1目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第3 認定第3号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定 について

○委員長（白井幸吉君） 日程第3、認定第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

222ページをお開きください。

歳入。

第1款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）

第3款諸収入1項預金利子1目預金利子。（「なし」の声あり）

第4款県支出金1項県補助金1目産業用地整備促進事業補助金。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

224ページ。

歳出。

第1款公債費1項公債費1目利子。（「なし」の声あり）

第2款諸支出金1項繰出金1目他会計繰出金。（「なし」の声あり）

第3款事業管理費1項工業団地整備事業費1目工業団地整備事業費。（「なし」の声あり）

第4款予備費1項予備費1目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第4 認定第4号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定
について

○委員長（白井幸吉君） 日程第4、認定第4号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

235ページをお開きください。

歳入。

第1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税。（「なし」の声あり）

237ページ。

2目退職被保険者等国民健康保険税。（「なし」の声あり）

第2款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料。（「なし」の声あり）

第3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金。（「なし」の声あり）

第4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金。（「なし」の声あり）

第5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

239ページ。

第6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金。（「なし」の声あり）

第7款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）

第8款諸収入1項預金利子1目預金利子。（「なし」の声あり）

2項雑入1目一般被保険者第三者納付金。（「なし」の声あり）

2目退職被保険者等第三者納付金。（「なし」の声あり）

241ページ。

3目一般被保険者返納金。（「なし」の声あり）

4目退職被保険者等返納金。（「なし」の声あり）

5目雑入。（「なし」の声あり）

3項延滞金・加算金及び過料1目延滞金。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

243ページをお開きください。

第1款総務費1項総務管理費1目一般管理費。（「なし」の声あり）

2目団体負担金。（「なし」の声あり）

2項徴税费1目賦課徴収費。（「なし」の声あり）

245ページです。

2目納税奨励費。（「なし」の声あり）

3項運営協議会費1目運営協議会費。（「なし」の声あり）

4項趣旨普及費1目趣旨普及費。（「なし」の声あり）

第2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費。（「なし」の声あり）

2目退職被保険者等療養給付費。（「なし」の声あり）

247ページ。

3目一般被保険者療養費。（「なし」の声あり）

4目退職被保険者等療養費。（「なし」の声あり）

5目審査支払手数料。（「なし」の声あり）

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費。（「なし」の声あり）

2目退職被保険者等高額療養費。（「なし」の声あり）

3目一般被保険者高額介護合算療養費。（「なし」の声あり）

4目退職被保険者等高額介護合算療養費。（「なし」の声あり）

3項移送費1目一般被保険者移送費。（「なし」の声あり）

2目退職被保険者等移送費。（「なし」の声あり）

4項出産育児諸費1目出産育児一時金。（「なし」の声あり）

5項葬祭諸費1目葬祭給付費。（「なし」の声あり）

6項傷病手当諸費1目傷病手当金。（「なし」の声あり）

第3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分。
（「なし」の声あり）

2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分。（「なし」の声あり）

3項介護納付金分1目介護納付金分。（「なし」の声あり）

第4款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目その他共同事業拠出金。（「なし」の声あり）

第5款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

2項保健事業費1目疾病予防費。（「なし」の声あり）

第6款基金積立金1項基金積立金1目財政調整基金積立金。（「なし」の声あり）

第7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金。（「なし」の声あり）

2目退職被保険者等保険税還付金。（「なし」の声あり）

3 目国庫支出金還付金。（「なし」の声あり）

4 目県支出金還付金。（「なし」の声あり）

5 目療養給付費交付金還付金。（「なし」の声あり）

2 項繰出金 1 目他会計繰出金。（「なし」の声あり）

第 8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和 4 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第 5 認定第 5 号 令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○委員長（白井幸吉君） 日程第 5、認定第 5 号令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

264 ページをお開きください。

第 1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料。（「なし」の声あり）

2 目普通徴収保険料。（「なし」の声あり）

第 2 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 目督促手数料。（「なし」の声あり）

第 3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金。（「なし」の声あり）

2 目保険基盤安定繰入金。（「なし」の声あり）

第 4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金。（「なし」の声あり）

第 5 款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料 1 目延滞金。（「なし」の声あり）

266 ページ。

2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金。（「なし」の声あり）

2 目還付加算金。（「なし」の声あり）

3 項預金利子 1 目預金利子。（「なし」の声あり）

4 項受託事業収入 1 目健康診査等受託料。（「なし」の声あり）

5 項雑入 1 目雑入。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

268 ページをお開きください。

第 1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） お尋ねをしたいと思います。委員長も疲れてるでしょうから。

ここで一般管理費、金額というよりも、ここでちょっとお尋ねしたいのは、被保険者の加入状況。後期高齢者、75歳の方が入られる新たな保険、国民健康保険なり社会保険の方が切り替わるといふ形になると思われます。そういった中で本町から、担当課から、誕生日を迎えられる方にそれなりの措置で通知が行って、手続をすると。これ、町民生活課のほうから行くんだとは思いますが、昨今独り暮らし、独居高齢者の方、65歳以上の方がかなり増えてきている中、なおかつ団塊の世代を迎える中で、手続上、なかなか御理解の難しい方が出ているのではないかなということを感じられてます。そういった方に対して、どのような手当て、対策を図ってるのか。通知を送って、取りあえず窓口に来てくださいということに済むのか。手続上の問題いろいろあると思います。そういった部分どのように対策を取られてたのか、まずお尋ねをしておきたいと思いません。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

それで、この後期高齢のほうの手続なんでございますが、65歳になる誕生日の1か月前に、75歳を迎える1か月前に通知をお出しします。内容については、町民生活課のほうに来庁していただきたいというような内容でございます。来ていただいて、そこで後期高齢者医療の御説明を一通りしまして、あとは保険証をお配りすると。その対象者が、申請のために、何かこう記載するような申請書、これについては一切ございません。そのような状況でやってまして、あと来れないような人については、電話対応の中で事情を聞きながら、それぞれ対応しているというような状況でございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 対象者、去年は1,000名を超えると。今回、これからまだまだ増えるのではないかなと思われます。そういった中で、足のない方が多分増えられるのではないかなとちょっと危惧する部分、先ほど課長の答弁では電話で口頭説明をして、何らかの処置をしているということなんですけども、果たして75歳の1か月前ですよ、多分ね、通知。そこで理解をしていただければよろしいんですが、理解になかなか御苦労なされてる方が多いと聞いております。そういった方に対して、対応方はしっかりとしていってほしいということなんですけども、具体的に電話口頭で説明をし、役場のほうから出向いて行って対応してるということで御承知しておけばいいのかなどうか、再度お尋ねしておきたいと思いません。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

役場に、例えば出向けなくて、こちらから保険証等を持ちながら説明に行ったという経緯はございません。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁ですと、出向いて行ってないということで御理解

すればいいんですか。行ったことはないということで御理解すればよろしいのか、再度答弁を求めたいんですが。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 今おっしゃったとおりでございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） しからば、足のない方に対しての手当てとか、そういった対策はしてこなかった。電話口頭での話は聞いてますけども、手続はあくまで役場の窓口に来てやってくださいということだと思えるんですよ。そういった方の手助けとしての対策、公助というのは、町としてどうだったのかをお尋ねしておきたいんですが。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

これまでそういった例がなかったということなんですけども、そういった足もない、頼る人もいないという場合については、それなりにこちらでお話ししながら、あと保険証を届けるなりというような対応になろうかと思えます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

2 項徴収費 1 目徴収費。（「なし」の声あり）

3 項健康診査等事業費 1 目健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

4 項保健事業費 1 目疾病予防費。（「なし」の声あり）

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

第 3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金。（「なし」の声あり）

2 目還付加算金。（「なし」の声あり）

2 項繰出金 1 目他会計繰出金。（「なし」の声あり）

第 4 款予備費 1 項予備費 1 目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第 6 認定第 6 号 令和 4 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

○委員長（白井幸吉君） 日程第 6、認定第 6 号令和 4 年度色麻町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

281 ページをお開きください。

第1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料。山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） また収入未済額でお聞きしますけども、介護保険料というのは、常識で我々は年金から天引きされるという姿しか私の頭の中にはないんですが、収入未済額が発生するというのは、どういう形でなるのかな。私からすれば、介護保険料は年金から天引きされて、収入未済額が発生しないような感じがするんですが、この辺の理解の仕方を教えていただきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

年金から引かれること、特別徴収になります。それが一定の条件でできなくなる方もいらっしゃいます。そういった場合にはですね、今度普通徴収という形になって、うちのほうから納付書を発布してですね、そちらで納めてもらうような形になりますけど、普通徴収になった場合、納付書を送付して納めてもらう形になりますけど、その際にですね、やはり納めることができなくて、滞納をするというようなことが発生いたします。そういった方がいらっしゃって、今回、未済になったケースがあるというような状況でございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第2款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料。（「なし」の声あり）

第3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金。（「なし」の声あり）

2項国庫補助金1目調整交付金。（「なし」の声あり）

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）。（「なし」の声あり）

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。（「なし」の声あり）

4目保険者機能強化推進交付金。（「なし」の声あり）

5目保険者努力支援交付金。（「なし」の声あり）

6目介護保険事業費補助金。（「なし」の声あり）

第4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金。（「なし」の声あり）

2目地域支援事業支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）。（「なし」の声あり）

第5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金。（「なし」の声あり）

2項財政安定化基金支出金1目貸付金。（「なし」の声あり）

2目返還金。（「なし」の声あり）

3項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）。（「なし」の声あり）

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。（「なし」の声あり）

285ページです。

第6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

第7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

2目事務費繰入金。（「なし」の声あり）

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金。（「なし」の声あり）

第8款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）

第9款諸収入1項延滞金・加算金及び過料1目第1号被保険者延滞金。（「なし」の声あり）

2目第1号被保険者加算金。（「なし」の声あり）

3目過料。（「なし」の声あり）

2項預金利子1目預金利子。（「なし」の声あり）

3項雑入1目第三者納付金。（「なし」の声あり）

2目返納金。（「なし」の声あり）

3目雑入。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外にほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

289ページをお開きください。

第1款総務費1項総務管理費1目一般管理費。（「なし」の声あり）

2項徴収費1目賦課徴収費。（「なし」の声あり）

3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

4項計画推進費1目計画推進費。（「なし」の声あり）

5項趣旨普及費1目趣旨普及費。（「なし」の声あり）

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費。（「なし」の声あり）

2目居宅介護サービス計画給付費。（「なし」の声あり）

3目施設介護サービス給付費。（「なし」の声あり）

2項その他の諸費1目審査支払手数料。（「なし」の声あり）

3項高額介護サービス費1目高額介護サービス費。（「なし」の声あり）

4項高額医療合算介護サービス費1目高額医療合算介護サービス費。（「なし」の声あり）

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費。（「なし」の声あり）

第3款財政安定化基金拠出金1項財政安定化基金拠出金1目財政安定化基金拠出金。（「なし」の声あり）

2目財政安定化基金償還金。（「なし」の声あり）

第4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金。（「なし」の声あり）

第5款地域支援事業費1項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）

295ページ。

2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費。（「なし」の声あり）

2目任意事業費。（「なし」の声あり）

3項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費。（「なし」の声あり）

第6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金。（「なし」の声あり）

2目第1号被保険者還付加算金。（「なし」の声あり）

3目償還金。（「なし」の声あり）

2項繰出金1目一般会計繰出金。（「なし」の声あり）

第7款予備費1項予備費1目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定の審査を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（白井幸吉君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第7 認定第7号 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定
について

○委員長（白井幸吉君） 日程第7、認定第7号令和4年度色麻町介護サービス事業特別
会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

310ページをお開きください。

第1款サービス収入1項介護給付費収入1目介護予防サービス計画費収入。（「なし」の声あり）

2目介護予防ケアマネジメント費収入。（「なし」の声あり）

第2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第3款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）

第4款諸収入1項預金利子1目預金利子。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

312ページをお開きください。

第1款サービス事業費1項居宅介護支援事業費1目居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

第2款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金。（「なし」の声あり）

第3款予備費1項予備費1目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第8 認定第8号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

○委員長（白井幸吉君） 日程第8、認定第8号令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

323ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金1項分担金1目農業集落排水事業分担金。（「なし」の声あり）

2目特定環境保全公共下水道事業分担金。（「なし」の声あり）

3目個別排水事業分担金。（「なし」の声あり）

第2款使用料及び手数料1項使用料1目農業集落排水使用料。（「なし」の声あり）

2目特定環境保全公共下水道使用料。（「なし」の声あり）

3目個別排水使用料。（「なし」の声あり）

2項手数料1目手数料。（「なし」の声あり）

第3款国庫支出金1項国庫補助金1目社会資本整備総合交付金。（「なし」の声あり）

第4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第5款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）

第6款諸収入1項延滞金・加算金及び過料1目延滞金。（「なし」の声あり）

2項預金利子1目預金利子。（「なし」の声あり）

3 項雑入 1 目雑入。（「なし」の声あり）

第 7 款町債 1 項町債 1 目下水道事業債。（「なし」の声あり）

第 8 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

第 9 款県支出金 1 項県補助金 1 目農業集落排水整備推進交付金。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

329ページ。

第 1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費。（「なし」の声あり）

第 2 款農業集落排水事業費 1 項農業集落排水事業費 1 目農業集落排水管理費。（「なし」の声あり）

2 目農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第 3 款特定環境保全公共下水道事業費 1 項特定環境保全公共下水道事業費 1 目特定環境保全公共下水道管理費。（「なし」の声あり）

2 目特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第 4 款個別排水事業費 1 項個別排水事業費 1 目個別排水管理費。（「なし」の声あり）

2 目個別排水事業費。（「なし」の声あり）

第 5 款公債費 1 項公債費 1 目元金。（「なし」の声あり）

2 目利子。（「なし」の声あり）

第 6 款予備費 1 項予備費 1 目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外にほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、すみません、天野委員。

○委員（天野秀実君） 念のためにお伺いしますが、この後にあります附属調書について、ここで質疑をすることはできますか。

○委員長（白井幸吉君） 申し上げます。確認します。下水道に関する附属調書の中での質問ですね。下水道に関する、下水道の決算に関する附属調書。附属調書は、決算審査の際にはできるんですが、款・項の中ではできるんですけども、単独での附属調書だけはできないとなっていますので、よろしいですか。

戻りますが、歳出について、款・項・目以外にほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和 4 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定の審査を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） 日程第9、認定第9号令和4年度色麻町水道事業会計決算認定
についてを議題といたします。

それでは、決算書に従い審査をいたします。

水道事業会計決算書17ページをお開きください。

令和4年度色麻町水道事業収益費用明細書収益から入ります。

第1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益。（「なし」の声あり）

2目受託工事収益。（「なし」の声あり）

3目その他の営業収益。（「なし」の声あり）

2項営業外収益1目受取利息及び配当金。（「なし」の声あり）

2目長期前受金戻入。（「なし」の声あり）

3目雑収益。（「なし」の声あり）

4目消費税及び地方消費税還付金。（「なし」の声あり）

5目引当金戻入益。（「なし」の声あり）

収益について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） ページ数13ページ、報告書になりますが、よろしいですか。

この総括事項のところにおいて、令和4年度水道事業の概要ということの報告がござ
います。令和4年度の。

○委員長（白井幸吉君） 相原委員、13ページ、後でまたやります。

○委員（相原和洋君） やるのね。それでいいです。

○委員長（白井幸吉君） 収益について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、収益の審査を終わります。

続いて、費用に入ります。

18ページをお開きください。

第1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費。（「なし」の声あり）

2目配水及び給水費。（「なし」の声あり）

3目受託工事費。（「なし」の声あり）

4目総係費。（「なし」の声あり）

5目減価償却費。（「なし」の声あり）

6目資産減耗費。（「なし」の声あり）

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費。（「なし」の声あり）

2目雑支出。（「なし」の声あり）

3項特別損失1目過年度損益修正損。（「なし」の声あり）

2目その他特別損失。（「なし」の声あり）

4項予備費1目予備費。（「なし」の声あり）

費用について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、費用の審査を終わります。

続いて、資本的収入、支出明細書に入ります。

収入から入ります。

20ページをお開きください。

第1款資本的収入1項固定資産売却代金1目固定資産売却代金。（「なし」の声あり）

2項国庫補助金1目特定防衛施設周辺整備調整交付金。（「なし」の声あり）

2目再編関連訓練移転等交付金。（「なし」の声あり）

3項企業債1目企業債。（「なし」の声あり）

収入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、収入の審査を終わります。

続いて、支出に入ります。

第1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備改良費。（「なし」の声あり）

2目配水管布設費。（「なし」の声あり）

3目営業設備費。（「なし」の声あり）

2項企業債償還金1目企業債償還金。（「なし」の声あり）

支出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、支出の審査を終わります。

次に、5ページに戻りまして、令和4年度色麻町水道事業損益計算書について、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に6ページ、令和4年度色麻町水道事業剰余金計算書について、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に7ページ、令和4年度色麻町水道事業剰余金処分計算書について、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に8ページ、令和4年度色麻町水道事業貸借対照表について、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に13ページ、令和4年度色麻町水道事業報告書について、質疑ありませんか。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 先ほどは大変失礼いたしました。

では、報告書について御質問をさせていただきたいと思います。

令和4年度水道事業の概要についての報告が載っております。令和4年度の給水状況についての項目でございます。今年度、令和4年度について、この有収率63.1%、前年度より0.2%下がっているという報告がございました。適正に処理しているということで、安定供給に努めているという答弁はいただいているものの、いかんせん、まだまだ本町の給水率が低いのではないかと。その辺りを、令和4年どのように捉えていたのかということになるんですが、別紙の2、令和4年度の有収率、1平方メートル当たりのこの貸借対照表、こちらも収益費用対照表がございます。昨年度、令和3年から本

年の令和4年の分、全ての項目について、いろいろ精査、計数的な部分を見ても、かなり改善にはまだ至ってはいないのではないかと思われるんですが、その点を含め、どのように担当課としては分析をし、安定供給に努めたということにしているのか、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の有収率の件でございますが、今回、昨年度より0.2%下がったということでございますが、こちらのほうにつきましては、給水人口も令和3年度から令和4年度の間で約166人ぐらい減少しております。その分の水道の使用料も減ってきているという状況でございます。

また、漏水箇所につきましても、令和4年度につきましても、約40件ぐらい出ております。そのほかにですね、老朽管の更新工事も実施しております。そのほかに、令和4年度の補正で、衛星による漏水調査を行いました。それで、結果といたしましては25か所ほど出ております。それで、その25か所がですね、令和5年度から修繕のほうをしますので、令和4年度につきましては、若干下がったということでございますが、令和5年度の有収率は上がるのかなと思われま。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長から今、令和5年度の答弁いただいたみたいなんですが、令和5年度頑張りますというのは分かりました。

ただ、今の話を聞くと、人口の分母に対して、給水率の分子、分母と分子の関係からして、そんなに変わりはないんじゃないかというような答弁にも聞き受けましても、ただ、別紙の費用対照表、やっぱりこれを見ると、収益と費用、ここの格差がどうしても埋まらなかったんじゃないかなと。パワーバランスといいますか、その辺りが本町としてどのように捉えてたのかなということをちょっと加味して聞いているわけなんですけども、令和3年に比べると、令和4年の収益は上がっている。ただ、費用も同じく上がっている。ここで相殺をすると、最終的には上がってしまったんじゃないのかなと。それが、さっきの有収率にもつながるような形になると思いますんで、その辺りをどのように自己分析をなされたのかなということだったんですけど、先ほどの答弁はそのような形で聞くと、令和5年は頑張るけど、令和4年がどうだったのか。それに対する自分たちの検証、課題、25か所今年からやるというものの、その前の部分はどうだったのか。結局、令和3年から来て、目標をたしか65%、目標にしてたという話を前課長からも承っているもんですから、その点をどのように考えているのかをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

この収益と費用等を計算しますと、やはり高くなってきているということもございま

す。それに伴うのは物価高、それで漏水箇所の修繕など、その分の物価も高くなっているということで、その辺については、やはり分析といたしましては、物価高で高くなったということだと思います。

あと、来年度以降の令和5年ですね、すいません、令和5年度以降ですけど、漏水調査の衛星による漏水調査25か所、それが今現在ですけど、17か所ほど修理のほう終わってます。それとともに配水管の更新工事ですね、を進めていけば、有収率は65まではいかないとは思いますが、令和4年度よりは上がると思っております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ほかに水道事業会計について、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和4年度色麻町水道事業会計決算認定の審査を終了いたします。

以上をもって各会計ごとの審査は終了いたしました。

これより認定第1号から認定第9号まで各会計ごとに討論、採決を行います。

○委員長（白井幸吉君） 認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第2号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第2号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第4号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第4号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第5号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第5号を採決いたします。

認定第5号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のと

おり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第5号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第6号令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第6号を採決いたします。

認定第6号令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第6号令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第7号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第7号を採決いたします。

認定第7号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第7号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第8号令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第8号を採決いたします。

認定第8号令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり

認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第8号令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 認定第9号令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（白井幸吉君） これより認定第9号を採決いたします。

認定第9号令和4年度色麻町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、認定第9号令和4年度色麻町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（白井幸吉君） 以上で、本特別委員会に付託されました令和4年度各種会計の決算認定審査は全部終了いたしました。

それでは、審査結果の取りまとめに当たり、各委員から何か御意見があれば発言を許可したいと思いますと思いますが、何かございませんか。工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 一般会計について意見を申し上げたいと思います。

決算に当たっては、調書等の確認を怠らず、成果・効果をしっかり把握し、数字などの計数管理を徹底すること。法定義務のある業務は、義務者が完遂するまで指導することの2点を望みます。

○委員長（白井幸吉君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ほかにないようでありますので、お諮りをいたします。

今の意見の取扱いを含め、審査結果報告の取りまとめについては、委員長、副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、決算認定審査結果報告の取りまとめについては、委員長、副委員長に一任することに決しました。

これをもって、決算認定審査全員特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時00分 閉会